

福岡市政だより WEB 版等広告掲載要綱

(総則)

第1条 福岡市(以下「甲」)は、福岡市政だよりWEB版広告掲載枠およびデジタルサイネージ広告掲載枠について、別表に定める期間、承諾者(以下「乙」)の利用に供する。

(広告の仕様および内容等)

第2条 前条の広告の仕様および内容は、各仕様書および「福岡市広告事業実施要綱」並びに「福岡市広告事業実施要領」によるものとし、市長の承認を受けるものとする。

2 乙は、別表に定める入稿期限までに甲に広告用ファイル及び必要書類を引き渡す。

(広告料の支払)

第3条 乙は、広告掲載スペースの利用料として、契約金額(以下「広告料」という。)を甲の定める支払期限までに、甲の発行する納入通知書により納入する。

2 広告料を納付期限までに納付せず、督促を受けた後に納付する場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例(昭和39年福岡市条例第26号)第4条の規定に基づき、延滞金を支払わなければならない。

(広告掲載の中止等)

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止することができる。

- (1) 乙が、書面により広告掲載の取下げを申し出たとき
- (2) 広告掲載期間中において、福岡市広告事業実施要綱第5条、福岡市広告事業実施要領第10及び第11に該当するに至ったとき
- (3) 乙の倒産、破産等により広告掲載をする必要がなくなったとき
- (4) 甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき

(広告掲載の中止等に伴う広告掲載料等の取扱い)

第5条 甲は、前条第1号から第3号のいずれかにより、広告掲載を中止し、または契約を解除したときは、乙に当該広告掲載をしなかった期間に係る広告掲載料を返還しない。

(契約の変更等)

第6条 甲は、業務上やむを得ない事由が生じたときには、乙と協議してこの契約の全部または一部を解除し、もしくは変更し、または業務を一部中止することができる。

2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を補償するものとする。その補償額は甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により乙に通告し、この契約を解除することができる。

この場合において、乙に損害が生じても甲はその補償の責を負わない。

- (1) 国税、地方税その他公課の滞納処分もしくは強制執行を受け、または倒産もしくは破産するおそれがあり、そのことにより広告料の支払をすることができないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由なく、この契約に違反したとき。
 - (3) この契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
 - (4) 第2条第2項に定める入稿期限までに原稿を提出しないとき。
 - (5) 第8条第1項の規定によらないで、自らの責に帰すべき理由により乙が契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 乙が甲の名誉又は信用を失墜するような行為を行うなど、不相当と認められたとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額(別表に規定する掲載開始日または放映開始日以降に解除された場合には契約金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項に定める違約金は、第8条の2に定める損害賠償には含まないものとする。
- 4 甲は、契約の履行が完了するまでの間、第1項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。
- 5 前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

- 第8条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、この契約に違反したとき。
 - (2) この契約の履行に当たって不正の行為を行ったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(損害負担)

第9条 この契約の履行に当たり、乙に生じた損害、または乙が甲もしくは第三者に及ぼした損害は、全て乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(補則)

- 第10条 この契約書に定めるもののほか、乙は、福岡市契約事務規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。
- 2 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。